

# めむろ起業サポートガイド

**個別相談**  
起業に向けた悩み相談



**起業セミナー**  
アイデアを形に！  
自分に合った  
起業って？



窓口相談・情報収集  
**START**



**起業支援補助金**  
補助率1/2 最大200万円  
事業所改修費、備品購入費  
広告宣伝費などを補助  
\* エリア指定の他  
各種要件あり



先輩起業家と交流  
**交流会**  
起業を目指す仲間づくり



**起業**  
Road to the future...



芽室町 商工労政課



お問い合わせは

**0155-66-5964**

〒082-8651  
北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地  
芽室町役場 2階 13番窓口  
営業時間／平日 8:45～17:30



2024.3版

## 窓口相談・情報収集

①芽室町商工労政課（連絡先はサポートガイド裏表紙参照）  
本サポートガイドに記載の支援策詳細は芽室町にお問い合わせください。

### ②とちかち創業支援ネットワーク

十勝管内35の支援機関（帯広商工会議所、各商工会、管内金融機関等）  
で構成された広域の創業サポートネットワークです。  
起業に関する相談対応などの各種支援が受けられます。



#### 支援機関の例）公益財団法人とちかち財団

とちかち財団の運営する十勝事業創発支援センター『LAND』では、とちかち財団のスタッフによる事業の相談対応や、事業者同士や専門家をつなぐ役割を果たしています。

## めむろ起業セミナー

芽室町の起業セミナーは「なんとなく起業に興味がある」「起業したいけれど具体的なことはまだまだこれから」という方にもお気軽にご参加いただけます。  
起業に向けた基礎知識の習得と、仲間づくりの場としてご活用ください。

### 【2023年起業セミナー】

講師／『太田ビジネス工房』代表 太田明子氏  
開催日時／ 9月2日・10月7日・11月11日 土曜14:00～16:30  
資料代 / 初回のみ500円



#### ステップ① << 起業についての基礎知識 >>

「自分らしい起業を探る」をテーマに、起業時の心構えと基礎知識を学びます。

#### ステップ② << 事業計画の基本的な考え方 >>

事業計画書が「なぜ必要なのか」と、その作り方を学びます。

#### ステップ③ << 財務・経理の基礎知識 >>

起業後の財務・経理について学びます。

2024年度の申込開始  
までお待ちください

## 個別オンライン相談

起業前・起業後の不安や悩みをアドバイザーに1対1で相談できます。

開催日 / 毎月第3水曜日 午後

アドバイザー / 『太田ビジネス工房』代表 太田明子氏

対象者 / ①めむろ起業セミナー受講者 ②セミナー受講後、起業を目指す方  
③町内で起業している方（めむろ起業セミナーの受講有無は問いません）

申込期限 / 開催月の前月末まで。

定員 / 4名（応募者多数の場合、優先基準により決定いたします）

申込はサポートガイド  
裏面のQRコードから



## 起業家交流会・起業家コミュニティ

町内の先輩起業家と、起業を目指す方の交流会を開催しました。

開催日時 / 2023年12月9日(土) 10:00～12:00

開催場所 / NPO法人Qucurcus事務所（芽室町本通3丁目2番地）

\* 起業家交流会後は参加者によるFacebookグループをつかって、  
オンライン交流を継続しています。

\* 2023年度の交流会は終了しました。  
2024年度以降も交流会の開催を予定しています。



## 起業支援補助金

\* 交付・不交付要件・留意事項を  
「申請の手引き」でご確認ください。

対象者 / ①町内で新たに事業所等を設置して事業を営む個人・法人  
②町内に初めて事業所等を設置する町外の既存事業者  
③町内の既存事業を引き継いで新たに起業する個人・法人  
\* 事業所等とは「サービスの提供・販売等を直接行う施設」に限ります。

主な対象経費 / 使用目的が事業の遂行に必要と特定できるものに限ります。

①事業所等改修費：事業所等の改修に要する経費（外構工事は対象外）  
②備品購入費：事業所等に設置する機械・装置・什器・備品等の購入経費  
③広告宣伝費：開業や商品・サービスのPRを行い誘客につなげる宣伝経費

補助上限額 / 「まちなかエリア」は200万円  
その他のエリアは100万円



「申請の手引き」は  
サポートガイド裏面の  
QRコードから

\* 2023年度は2023. 12. 28受付終了

## 新分野進出等支援補助金

\* 交付・不交付要件・留意事項を  
「申請の手引き」でご確認ください。

対象者 / ①新たな業種の事業に取り組む町内事業者  
②新規顧客獲得・規模拡大のための事業に取り組む町内事業者  
\* 「サービスの提供・販売等を直接行う施設」で事業を行う場合に限り。

主な対象経費 / 使用目的が事業の遂行に必要と特定できるものに限ります。

①事業所等改修費：事業所等の改修に要する経費（外構工事は対象外）  
②備品購入費：事業所等に設置する機械・装置・什器・備品等の購入経費  
③広告宣伝費：商品・サービスのPRを行い誘客につなげる宣伝経費  
\* ③のみの申請は不可。①または②が発生するような事業内容の取組に限ります。

補助上限額 / 対象者①は「まちなかエリア」200万円  
その他エリア100万円  
対象者②は50万円



\* 2023年度は2023. 12. 28受付終了

「申請の手引き」はこちら